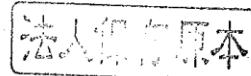


定 款



一般社団法人 命をつなぐゆりかご



一般社団法人 命をつなぐゆりかご 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 命をつなぐゆりかご と称する

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市安行出羽2丁目6番11号に置く

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 当法人は、望まない妊娠と祝福されない出産の状況に陥ってしまった女性の支援と、産まれてくる命が守られ、慈愛に満ちた環境で育まれるように支援することを目的に下記の事業を行う。

- ① 妊娠した女性の保護に関する事業及び出産するまで安全に生活するための相談事業。
- ② 妊娠した女性の保護及び出産するまで安全に生活させる事業。
- ③ 安全に出産する為に適切な施設・養育環境を提供する事業。
- ④ 実親が養育できない場合に、愛情と家庭を提供するために、特別養子縁組の機会を提供する為の事業。
- ⑤ 出産前後における心理的、精神的負荷に対し、安寧と安心を確保させる事業。
- ⑥ 特別養子縁組を希望する夫婦に対し、子どもに関する理解を増進する事業。
- ⑦ 家庭に恵まれない子どもに対し、安定した「家庭そのもの」を確保する事業。
- ⑧ 前各号に掲げる事業に付帯、又は関連する事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 1) 当法人の目的に賛同する個人であって、次条の規定によって入会した者を社員とする。

(社員の資格の取得)

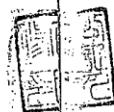
第6条 当法人の社員となろうとする者は、別に定めるところにより申込をし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 1) 社員は、当法人の目的を達するために、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2) 社員は、社員総会に於いて別に定める年会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 1) 社員は、次の各号に一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
① 退社したとき
② 成年被後見人、又は被保佐人になったとき。



- ③ 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- ④ 2年以上会費を滞納したとき
- ⑤ 除名されたとき。
- ⑥ 総社員の同意があつたとき。

2) 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することが出来る。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告し、別に定める退社届けを提出する事により退社することが出来る。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名できる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 1) 社員総会の招集は、理事会の決議をもって決定し、代表理事が招集する。
2) 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各社員に対して発する。

(決議)

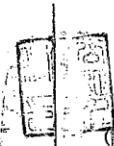
第14条 1) 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
2) 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。
① 社員の除名
② 理事及び監事の選任及び解任
③ 理事及び監事の報酬等の額
④ 計算書類等の承認
⑤ 定款の変更
⑥ 解散

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たり、代表理事に事故があるときは、当該社員総会で



議長を選出する。

P.3

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席社員が署名又は記名押印する。議事録の保存は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役 員

(役員の設置)

第18条 当法人には次の役員を置く

- 1) 理事 3名以上5名以内
- 2) 監事 1名以上2名以内

(選任等)

第19条 理事及び監事は、第14条第2項の社員総会の決議によって社員の中から選任する。

(任期)

第20条 1) 理事の任期は、その任期を選任後2年以内の最終事業年度に関する定時社員総会の終結までとし、3期6年までとする。
2) 監事の任期は、選任後3年以内(最初の監事は2年以内)の最終事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
3) 任期満了以前に退任した理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4) 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 1) 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
2) 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
3) 代表理事を補佐し、その業務の遂行に支障が生じないようにするために、副代表理事を1名を置き、理事の互選により定める。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の報酬)

第23条 役員の報酬、その他職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 基 金

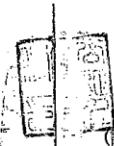
(基金の拠出)

第24条 当法人は、社員又は第三者に対して一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求める事が出来るものとする。

(基金の募集)

第25条 基金の募集、割り当て及び払い込み手続きについては、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)



議長を選出する。

P.3

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席社員が署名又は記名押印する。議事録の保存は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役 員

(役員の設置)

第18条 当法人には次の役員を置く

- 1) 理事 3名以上5名以内
- 2) 監事 1名以上2名以内

(選任等)

第19条 理事及び監事は、第14条第2項の社員総会の決議によって社員の中から選任する。

(任期)

第20条 1) 理事の任期は、その任期を選任後2年以内の最終事業年度に関する定時社員総会の終結までとし、3期6年までとする。
2) 監事の任期は、選任後3年以内(最初の監事は2年以内)の最終事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
3) 任期満了以前に退任した理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4) 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 1) 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
2) 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
3) 代表理事を補佐し、その業務の遂行に支障が生じないようにするために、副代表理事を1名を置き、理事の互選により定める。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の報酬)

第23条 役員の報酬、その他職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第24条 当法人は、社員又は第三者に対して一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求める事が出来るものとする。

(基金の募集)

第25条 基金の募集、割り当て及び払い込み手続きについては、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)



第26条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

P.4

(基金返還の手続き)

第27条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支計算)

第29条 1) 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
2) 前項の規定にも関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出をすることが出来る。その場合は新たに成立した予算の収入・支出と見なす。

第8章 清 算

(残余財産の帰属等)

第30条 1) 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人・公益財団法人・特定非営利活動法人又は類似事業を目的とする一般社団法人・一般財団法人に贈与されるものとする。
2) 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第9章 個人情報の保護

(個人情報)

第31条 1) 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2) 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議による。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事・代表理事及び監事)

第33条 当法人の設立時の理事・代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	大羽賀秀夫
設立時理事	田尻由貴子
設立時理事	坂本 実
設立時理事	安永 秀岳
設立時理事	薬師山正人
設立時代表理事	大羽賀秀夫
設立時監事	蓮田 太二